

# 北海道の集治監とキリスト教

三 吉 明

## 序

1. 北海道開拓と集治監の開設
2. 集治監囚の作業活動状況
3. キリスト教の宣教活動
4. 集治監とキリスト教教諭師

## 結

## 序

北海道における社会事業史の研究において、集治監の占める役割は非常に大きい。それはあたかも、北海道開拓期における囚人の役務が、開発の基礎をなしたとみることができるからである。すなわち奥地開発の捨石的役割をはたした、いわば蔭の功労者としての囚人、全国から集められた重罪人の辛労のあったことを見落してはならないのである。これら囚人の待遇としての行刑的役割と、刑期を終ったものに対する処置との関係において、北海道における社会事業、特に民間社会事業とのかかわりは、非常に重要な課題であったのである。

一方、北海道開拓期におけるキリスト教の役割もまた大きい。遠くは切支丹の時代にはじまり、明治維新以後の海外との交流の拠点として、あるいは開拓期における海外の知識の導入などのことから、北海道文化にはたしたキリスト教が、影響をおよぼしたであろうことは、想像に難くないところである。しかしながら澎湃として起りつつあった、北海道開拓期におけるキリスト教が、庶民文化から全く隔絶されていた集治監のなかにも、はたして感化教育の効果を、あげ得たのであろうかという素朴な質問が、起ることもまた当然ではなかろうか。

本稿は、いわばこの2つの潮流の接点について、いささか考察を試み、北海道社会事業史初期の側面を明らかにしてみたいと考えたのである。このために標茶、月形、三笠の各地に集治監の跡を歴訪し、網走刑務所を見学する機会を与えられた。しかしこれは研究の手がかりを得たに過ぎないのであって、課題はむしろ今後に大きく残されているというべきであろう。

江戸時代の末期、現在の函館市相生町下（現・蓬萊町）に牢獄があった<sup>1)</sup>。松前にもその設備のあったことは想像できる<sup>2)</sup>。

明治2年（1869）9月、函館開拓出張所庁舎内に「徒刑場」が設置された。（これは同6年（1873）に牢屋が築造されて懲役場と改められた。）同年8月、蝦夷を北海道と改め11国86郡を設けたばかりのことであった。10月には根室に、仙台藩から引き継いだ家屋を改造して牢屋がつくられ、福山、江差、寿都など道南海岸地方の和人部落中心地にも、相ついで檻倉が設備された。

明治3年（1870）12月、札幌市北1条西1丁目開拓使庁所属の用度庫を修理して牢屋にあてたが、同8年に雨竜通り（現・東2丁目）に獄舎を新築し、同13年に苗穂村監獄署ができ、ここに既決囚を移し、従来の獄舎を未決監とした。

この時代は、わが国においては大政奉還（1867）以来の、いわば欧米法継受時代ともいるべき混沌時代であったのである<sup>3)</sup>。欧米法継受の一応の完成は、明治23年（1890）の国会開設、帝国憲法の発効のときとみられるが、実質的には明治31年（1898）の民法施行、同41年（1908）の刑法施行の時期とみるのが妥当であろう。したがって行刑制度の近代化は、明治41年3月28日法律第28号をもって監獄法が、公布せられたとき以後とみるべきである。それまでの時期は過渡的な、産みの苦しみの時代ともいべきで、明治6年（1873）の監獄則時代、同14年の改正監獄則時代、同22年の改正監獄則時代、同32年の改正監獄則時代に細分することができるが、なかでもこの、大政奉還から監獄則までは、最も混沌たる時代であったといえよう。

新政府は、刑政のことはしばらく旧幕府の例にならいつつ、取敢えず「仮刑律」、すなわち暫定的刑律をつくった。それによると（明治元年、行政官布達第916号）

王政復古、凡百之事追々御改正ニ相成、就中刑律ハ兆民生死之所レ係、速ニ御釐正可レ被レ為在レ之処、春來兵馬倥偬、國事多端、未タ釐正ニ暇アラス。依レ之新律御布令迄ハ、故幕政ヘ御委任之刑律ニ仍リ、其中磔刑ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限リ、其他重罪及焚刑ハ梶首ニ換ヘ、追放、所払ハ徒刑ニ換ヘ、流刑ハ蝦夷地ニ限リ、且盜竊百両以下、罪不レ至レ死様、略御決定

ニ相成候。尤死刑ハ勅裁ヲ經候条、府藩県共、刑法官へ可<sub>レ</sub>伺出<sub>ル</sub>。且總テ粗忽之刑律有<sub>レ</sub>之間敷事。（以下略、傍点筆者）

となっており、この布達は新政府の刑政の基本方針を示したものとみるべきである。

翌2年、新政府は王政復古を意義づけるため、大宝令の官制を復活し、太政官に民部、大蔵、兵部、刑部、官内、外務の六省をおき刑部省（刑部卿正二位正親町三条実愛、刑部大輔従四位佐々木高行）、に囚獄司以下四等官および雜任の官員が設けられた。

つづいて明治3年（1870）12月、新律綱領が制定颁布された。これこそ明治政府が制定した最初の刑法典である<sup>4)</sup>。その基本的刑罰は笞、杖、徒、流死の5刑で、特に注意すべきは、

徒は「各府藩県其徒場ニ入レ、地方ノ便宜ニ從ヒ、強弱ノ力ヲ量リ、各業ヲ与ヘテ役使ス、毎日凡人雇工錢十分ノヲ給シ、其半ヲ官ニ領置シ、徒限満レハ放チテ郷里ニ還シ、生業ヲ當ムノ資ト為ス」ものであって、その目的は「労役苦使シ、以テ惡ヲ改メ善ニ還ラシム」る点にあった。また流は北海道に発遣し、役限満つれば彼地の籍に編入し、便に隨い生業を営ましめるものであった。

これが明治5年4月太政官布告第113号をもって懲役法が定められ、中古以来の笞刑、杖刑が廃止され、かくして監獄則および監獄圖式は明治5年11月、布告第378号をもって府藩県に頒布せられた。これは小原重哉が、イギリスの監獄制度を参酌したものであるが、「獄トハ何ソ、罪人ヲ禁錠シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ」と及び「獄トハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ、人ヲ殘虐スル者ニ非ス、人ヲ懲戒スル所以ニシテ、人ヲ痛苦スル者ニ非ス」と述べているように、基本的精神は儒教の仁愛思想とみることができる。

さらにその特色は未決監、既決監、懲治監の區別がみられ、「集治監ハ徒流刑ニ處セラレタルモノヲ拘禁スル所トス」と述べている。これが同14年9月の改正によって、その第1条に、監獄を分ちて留置場、監倉、懲治場、拘置場、懲役場および集治監の6種とし、はじめて組織的なものがみ出されるに至った。

やがて明治13年（1880）7月に刑法が制定され、同15年1月から実施されるのである。それによると刑罰を重罪（第7条）、輕罪（第8条）、違憲罪（第9条）および付加刑（第10条）とし、このうち徒刑は有期たると無期た

## 北海道の集治監とキリスト教

るとを問わず島地に発遣して定役に服せしめ（第17条ノ1），流刑は有期も無期も島地の獄に幽閉し定役に服せしめない（第20条ノ1）としてある。無期流刑の囚5年を経過すれば幽閉を免じ，島地において一定の地を限り居住せしむることを得る（第21条ノ1）し，有期流刑の者では3年以上となっている（第21条ノ2）。

ここで北海道集治監についてみると「明治11年，元老院は全国の囚人を一嶋嶼に纏め，之を総懲治監と称する決議をし，北海道を適地とした」（北海道開拓秘録海賀直常誌）このことは明治12年9月17日，内務卿伊藤博文が，三条太政大臣宛てた伺書に

遺犯ノ地ハ北海道ニ如カズト思料ス。本道ハ天候風土他ノ諸道等宜ニ非サルモ延々数百里尤モ肥沃ノ土壤ナレバ遺犯ノ科トシテ之ヲ墾起シ或ハ鉱山ニ役シ極寒凝固ノ日ハ当応ノ座作ニ服シ流囚及ビ徒刑人ノ如キ各自制規ニ由テ放閑ノ後或ハ耕耘シ或ハ工業ヲ營マシメ漸次生前ノ繁殖ヲ期セザルベカラズ（以下略）

また同じく伊藤内務卿から開拓使長官黒田清隆への集治監選定についての明治13年2月26日の協議書の中にも

北海道へ遺犯ノ趣旨タルヤ開拓樹畜其他便宜ノ工業ニ從事セシメ以テ懲治ノ術ヲ尽シ将来多少ノ公益ヲ起シ遷善ノ囚徒ヲシテ就産自立ノ基ヲ開カシメル目的ニ有之（以下略）

と述べているのである。すなわち北海道開拓は，明治政府にとって大きな課題であった。明治3年10月には募移農民規則が定められ，農業開拓者に3ヵ年食糧費支給，農具，種子給与をおこない，さらに明治7年7月には，移住商工民の貸付した家作料等の10分の9を棄捐し，また移民農民給与更生規則が定められ，自費移住者に家作料10円，農具種物料支給するなどの方策がとられた。つづいて同年10月屯田兵例則を定め，割期的な土族授産の屯田兵制が発足し，翌年琴似屯田兵村入植がおこなわれたのである。またこの年は，家禄奉還者のために北海道荒蕪地斥植規則が定められた。さらに市民の困窮により家作料等の貸与金を八分切り捨て残りを月賦償還とするなど，そこには種々な民生安定のための苦慮にもにた施策をみることができる。

## 北海道の集治監とキリスト教

したがって、北海道に集治監を設け、流徒刑の囚徒を送る目的のなかには

1. 北辺の未開地に送って自耕自食させ、危険分子を排除して社会的治安の維持をはかり
2. 徒流刑囚徒の労働力を活用して北海道の開拓に当らせ
3. 受刑者の改化遷善を促し、人口稀薄な北海道に安住の地を与える、自立更生させようとした

とみるべきである。果して北海道の集治監の歴史は如何なものであったろうか。

- (注) 1. 北海道地方保護司連盟編・刊「北海道開発と更生保護」昭和37年  
2. NHK札幌中央放送局編・刊「北海道事始め」昭和31年  
3. 滝川政次郎著「日本行刑史」青蛙房刊 昭和36年  
4. 細川亀市著「日本監獄史論」下  
5. 札幌市編「札幌市社会福祉年表」昭和34年

## 2

明治7年（1874）江藤新平の佐賀の乱をはじめ、西南戦争（明治10年）など国事犯の激増のため、明治12年に宮城県および東京に集治監を新築した。集治監は一般監獄と異なり、死刑を除く重罪犯人を収容するものであるが、さらに増設の必要にかられ、北海道に大規模な計画が立てられたのである。伊藤内務卿は明治13年4月、月形潔らの一行を北海道に派し、黒田開拓長官の推選した候補地のうち、石狩国樺戸郡石狩川の上流須倍都太を踏査し、この地に決定した。かくして明治14年9月3日、樺戸集治監が開庁され、臨時派出の懲役終身囚39名を拘禁し、内務省権少書記官月形潔を初代典獄に任命した<sup>1)</sup>のである。この日、内務省の許可を得て月形村となった。そして中央政府がこれを如何に重視したかは、開拓使事業報告によれば、明治14年北海道郵便局111局のうち1等局は函館と月形の2局、2等局は小樽、札幌、根室の3局であったことをみても明らかであろう。

「本監を北海道に新設し囚徒を収集せしめられるは、その主旨専ら開耕農耕にあり、無賴の囚を化して有土の民たらしめ、かねて富國の一端をなす」ことをその使命としたのは当然ではあったが、明治19年北海道庁が設置されて後は、北海道開拓のための事業に使役することとなったのである。石狩川の樹材地帯に集治監が創設され、歴代（8人）の典獄によって開拓され、大

正8年（1919）に廃監となるまでの39カ年は、監獄史こそ北海道開拓史であることを如実に物語るものである。

つづいて明治15年6月15日、太政官達第36号をもって、石狩国空知郡市来<sup>いちらき</sup>しり村に已決監<sup>そらち</sup>を設置、空知集治監と称することとなり、内務省権少書記官渡辺惟精が典獄に任せられ、7月5日開庁した<sup>3)</sup>。

さらに釧路国川上郡熊牛村字標茶<sup>しべぢや</sup>に、明治18年11月10日、釧路集治監が開<sup>てるさき</sup>て、内務省御用掛大井上輝前が典獄となった。やがて国道開拓の工事の分遣囚を収容する必要から、北見国網走郡能取村字最寄に、網走囚徒外役所を設けたが、明治24年（1891）6月27日、釧路集治監網走分監が設置され、初代分監長に有馬四郎助が空知より転じて就任した<sup>3)</sup>。

また明治28年3月20日内務省告示第42号をもって、十勝国河西郡帶広村に十勝分監が設置された<sup>4)</sup>。

これら北海道の集治監は、創設以来しばしばその名称、所属にはげしく変遷がみられるので、これを図表すると次頁の通りである<sup>5)</sup>。

北海道における集治監は、開設の時期も、また閉鎖の理由や時期も、それぞれ事情を異にしており、それらの経過を詳細に述べるのが本旨ではないが先述の通り集治監は、いずれも強制労働力の提供において、植民政策の上にはたした役割を、見落してはならない。明治18年（1885）北海道を視察した内閣大書記官金子堅太郎は、その復命書に

彼等ハ固ヨリ暴戾ノ惡徒ナレバ、其ノ苦役ニ堪ヘズ斃死スルモ、尋常ノ工夫ガ妻子ヲ遺シテ骨ヲ山野ニ埋ムルノ慘状ト異ナリ（略）若シ之ニ堪エズ斃死シテ其人員ヲ減少スルハ、監獄支出ノ困難ヲ告グル今日ニ於テ万止ムヲ得ザル政略ナリ（略）

と記している<sup>6)</sup>。すなわち 樺戸においては明治14年10月、南須倍都川畔に19日間、延748人で6丁2反6畝の田地を得た。これは囚人1人当り1日25坪を開墾したこととなり、同19年までの325丁は、やがて知来乙農場となつた。

また空知集治監では、明治16年7月に、空知郡幌内村に外役所をおいて、幌内炭坑の石炭採掘に従事した。毎年600ないし1,100人に達し、当時の炭坑労働者の大部分を占め、しかも良民坑夫一日平均29.5銭の賃金に対し、7.3銭であった。（明治21年調）

## 北海道の集治監とキリスト教

## 北海道集治監名称並監督官庁変遷

年月	監獄名称	分監名	監督官庁	備考
明治14年8月	樺戸集治監 (新設)		内務省直轄	
明治15年7月	空知集治監 (新設)		同	2月開拓使廃止、札幌、函館根室、3県ヲ置ク、集治監以外ノ北海道監獄署ハ各県ニ分属ス
明治18年9月	釧路集治監 (新設)		同	
明治19年1月	樺戸、空知及 釧路集治監		北海道庁	北海道庁ヲ置キ3県ヲ廃止ス
明治20年1月	樺戸、空知及 釧路監獄署		同	集治監ヲ監獄署ト改称ス
明治23年7月	樺戸、空知及 釧路集治監		同	3月、網走外役所ヲ置ク 7月、集治監ノ旧称ニ復ス
明治24年7月	北海道集治監	空知分監、釧路 分監、網走分監	同	新ニ網走分監ヲ置キ、空知、 釧路集治監モ分監トスル
明治28年7月	同	空知、釧路、網 走、十勝各分監	内務省直轄	26年3月、帶広出張所ヲ置ク 28年3月、帶広ニ十勝分監ヲ 設置
明治29年3月	同	同	拓植務省	拓植務省ヲ置ク
明治30年8月	同	空知、釧路、十 勝各分監	内務省直轄	拓植務省廃止、6月網走分監 閉鎖
明治31年9月	同	空知、釧路、十 勝網走各分監	同	9月網走分監開設、11月、網 走分監ハ釧路分監ノ出張所ト ナル
明治33年4月	同	空知、釧路、十 勝各分監	司法省直轄	4月司法省官制改正、監獄ハ スペチ司法省所管トナル
明治34年10月	同	十勝分監、網走 分監	同	9月、空知、釧路両分監ヲ廢 止 10月、網走分監ヲ設置
明治36年3月	樺戸監獄、十 勝監獄、網走 監獄		同	3月、集治監仮留官制廃止、 監獄官制制定ト同時ニ各監獄 ノ名称、種類ヲ指定ス、大正 8年1月樺戸監獄廃止

釧路集治監の囚人の労役は、明治19年（1886）跡佐登硫黄鉱の採取にはじまる。硫黄山に仮監をおき、年産7万石、使用者約300人、最低賃金1日15銭であった。ところが亜硫酸ガスのため、同20年6月に至って、栄養失調による水腫病のため死亡するもの30名にも達し、患者は50%をこえ、刑務官さえ続々罹患する有様で、囚人300余人中、6カ月間に145人の罹病をみ、そのうち42人死亡という驚くべき結果となつたので、明治21年ついに廃止した。まさに緩慢なる死刑であったと記されている<sup>19)</sup>。

## 北海道の集治監とキリスト教

しかし最も大量に、最も酷使されたのは道路工事であったろう。

明治20年、岩見沢、滝川間の道路建設にあたり安岡樺戸典獄が囚人使用を提議し、道庁の見積2万円を2,081円49銭で仕上げており、なかでも忠別太、網走間の横断道路工事は最も悲惨を極めた。空知分監は旭川方面より工を起し、釧路分監から収監替えとなつた新設の網走分監は、網走を起点として着手した。終点までを13区に分け、1区間看守  
1. 監督補助（看守部長）  
2. 看守12をもって囚人200人を一組とし、1区は2里ないし3里とし仮泊所を設け、分担区域は双方から着手し、必ずその中央において成功を期し、竣工すると直ちに前進し、次の区域に移った。このため各分担区域では劇烈な競争心を煽り、ほとんど昼夜兼行の作業をし、1区間僅1月余で竣工した箇所もある。そのため過激な重労働は囚人の健康を害し、疾病者続出、逃亡するものもあった。そのうえ工事の進行に伴う仮泊所の移転も頻繁で、糧食補給の円滑を欠き、盛夏の候とて全員に水腫病が発生し、この数ヶ月間に出来役者1,115人、病者914人、死亡者186人という惨状を呈したのである。

北海道集治監の外役作業は、以上述べたように、検束、戒護不完全なため多数の逃走者を出したるのみならず、ややもすれば犠牲者続出し、到底行刑の本旨を達することができないため、漸次縮少の方針をとった。跡佐登の硫黄山を先ず解約し、幌内炭坑も囚人使用は同28年に廃し、道路工事も同26年5月、大津帶広間道路を最後として終った。この間

開拓した地積	5,276千坪
道路	178里27丁
屯田兵舎の建築	1,474棟
河川浚渫延長	42里

という成績が記録されている。

- (注) 1. 寺本界雄著「樺戸監獄史話」月形村委員会刊 昭和25年  
2. 市役所編「三笠市史」  
3. 大江武次郎編「網走刑務所沿革誌」同職員会刊 昭和27年  
4. 帯広刑務所編・刊「帯広刑務所概況」昭和40年  
5. 刑務協会編・刊「刑政」51巻1号  
6. 奥山亮著「北海道史概説」みやま書房刊 昭和33年  
7. 標茶町史編纂委員会「北海道集治監釧路分監」資料第3集

## 北海道の集治監とキリスト教

蝦夷地の切支丹に関しては、ほとんどみるべき資料がない。伝えるところによると元和2年（1616）から元和9年（1623）までの間の、元和5年を除く7カ年間は、毎年1人ずつの外人宣教師が、蝦夷地に渡って、渡島国大千軒岳（1072メートル）の麓、知内川流域金山に入っていたということである<sup>1)</sup>。

天文18年（1549）はじめてわが国に切支丹が入って僅か、4、50年間に、全国の信徒75万人と伝えられているが、当時の東北地方においては、仙台がその中心であり、慶長18年（1613）松前藩の懇請によって、仙台藩がヤソ会の医師を斡旋したのが、最初であろうといわれている。

翌19年、京都、大阪の信徒72人が逮捕され、現在の青森県北津軽郡市浦村に流刑された。これは津軽藩主津軽越中守信牧が信徒であったことにもよると思われる。このように東北地方に入りこんだ切支丹信徒が、弾圧をのがれて海峡を渡り、諸国通行の手形のやかましいのを、鉱夫としてなら面倒のなかったこともあるて、現在の松前郡福島町字千軒の松前藩金山をはじめ、各地の砂金採取などの鉱山へ、隠れ場所を求めた理由も十分想像できるのである。

蝦夷地への最初の宣教師は、元和2年イエズス会士アンジェリス(Girolamo de Angelis 1568-1623)で、彼は同地の最初の学問的報告をしたことでも知られているが、元和7年には松前仮教会を建て、183人に洗礼を授けたといわれている。のち江戸幕府に捕えられ、品川で火あぶりの刑に処せられた。

このほかにも多くの宣教師の布教がみられるが、島原の乱（1637）以後、切支丹の弾圧はついに松前藩にも及び、寛永16年（1639）金山奉行蛎崎主殿支広は、町奉行下国宮内ら兵300をもって、会堂に最後のミサを終った信徒ら「106人の首をはねた」（福山秘府）と伝えられている。

かくして安政5年（1858）ペルリ(Matthew Calbraith Perry 1794-1858)が函館に来て、開港条約に基き、居留地内のキリスト教布教が許可になり、翌年にはカトリックの教会堂も建立され、特にニコライ(Joan Dimitriwich Kasatkina 1836-1912)は、シベリアを横断して文久元年（1861）函館に至り、のち日本ハリスト正教会の開祖また指導者として偉大な業績を残し、特に復活大聖堂（ニコライ堂）は、今もその遺徳を伝えている。

明治6年（1873）切支丹禁止の高札が除かれてから、函館は開港場として、北海道の入口としての役目をもち、アメリカ・メソジスト監督教会宣教師ハリス(Merriman Colbert Harris 1846-1921)は同年来日、函館に伝道し、のち札幌農学校に移って内村鑑三、新渡戸稟造ら多くの学生に授洗し、またその夫人(Flora 1850-1909)も、婦人宣教師として函館に遺愛女学校を創立し

たことで知られている。

英國聖公会宣教師デニング (Walter Dening 1846-1913) は、長崎を経て明治7年函館に渡り、アイヌ伝道の必要を痛感し、有珠より徒歩で日高国平取に至り、アイヌ語を研究するなど、多くの業績を残した。黒田開拓使長官も、外国人指導者を招いたことから、札幌にも次第にキリスト教の伝道は盛んとなり、特にクラーク (William Smith Clark 1826-86) やバチャラー (John Bachelor 1854-1945) の業績は特筆すべきことであろう<sup>2)</sup>。

またカトリックのパリ外国宣教会士ベルリオーズ (Alexander Berlioz 1852-1929) が来日（明治8年），明治24年（1891）函館司教となって上磯郡茂別村の土地を求め、トラピスト修道院を開設、また湯川トラピスト修道院には、明治27年天使園の孤児収容施設をはじめているが、キリスト教徒による社会事業施設、あるいは学校などは既にかなりの数にのぼっていた<sup>3)</sup>。

このように北海道開拓の急速なテンポについて、海外からの新知識の導入がおこなわれ、明治天皇の行幸を迎えて（明治9年）、ようやく安定期に入り、明治13年（1880）には札幌区役所も開庁され、札幌手宮間の鉄道が開通した頃に、終身刑など千人の重罪犯を収容する、樺戸集治監の開設をみたのである。つづいて同15年には、空知集治監も開設され、ここには自由民権運動の志士が多く流刑された<sup>4)</sup>。この年は開拓使が廃止され、札幌、函館、根室の3県制が実施された時である。空知集治監には、つづいて明治17年に加波山事件の原利八ら約40人が投獄された。そして翌年、釧路集治監が開設され、大井上輝前が典獄となつたのである。

有馬四郎助が北海道府集治監看守長兼書記として渡道したのもこの翌年末になっているが<sup>5)</sup>、北海道府が開庁されたのは明治19年1月であり、集治監もこの時に道庁に移管となっている。有馬は同24年8月に網走に分監長として赴任しているが、留岡幸助が教誨師として空知勤務となつたのは5月である<sup>6)</sup>。

- (注) 1. NHK 札幌中央放送局編「北海道事始め」前掲  
 2. 福島恒雄編「北海道基督教史年表」日本基督教団北海教区農村教化研究所  
 3. 三吉明編「北海道社会事業の歴史、ひらけゆく大地の蔭に」図譜新社刊  
 昭和41年  
 4. 供野外吉著「北海道での自由民権運動余瀝」北海道地方史研究55号  
 5. 「有馬典獄遺稿集」同刊行会刊 昭和12年  
 6. 牧野虎次編「留岡幸助君古稀記念集」同会刊 昭和8年

北海道の集治監は、先に述べたように極悪囚を集めたものであったから、監内の秩序を守ることは容易でなかった。特に空知集治監渡辺惟精典獄は自由民権運動の、いわば国事犯として投獄されている河野広体、鯉沼九八郎らの囚人と、その改革案について協議をしている程である<sup>1)</sup>。これら静岡事件、福島事件などの自由民権運動者は、各人それぞれ境遇を異にし、学識教養についても長短はあったが、かなり処遇も寛大で、互いに談論もし、読書もできたようである。樺戸在監の奥宮健之が語氣昂進して看守長に怒られると、宮部襄が詫びに行ったり、奥宮は教誨師を通じて英文原書のカーライルを読んでおり、空知在監の静岡事件の小池勇は、哲学、経済学、心理学などに関するものを読み破っている。また学房制度を設けて、無学の囚人に小学校用教科書や四書の素読を教えたのは、これらの囚人であった。

釧路集治監の典獄大井上輝前（1848－1912）は、時の内務省監獄局長清浦奎吾のすすめによって、たまたま来道した原胤昭（1853－1940）を、教誨師として懇望し<sup>2)</sup>、キリスト教による集治監の教化を実施したのである。大井上は伊予の人、ロシアに出張を命ぜられるなど、すでに海外の新知識をもつ文化人であった<sup>3)</sup>。明治23年7月空知集治監典獄、同24年8月樺戸集治監典獄となり同28年8月退官して札幌へ移り、明治40年東京へ引あげ、同45年64才で死去した。その経歴の詳細を知ることはできないが、僅か47才で行刑界を去らねばならなかつたのは、その新思想が時代にいれられなかつたからではなかろうか。彼がクリスチャンであったとは思われないが、北海道集治監にキリスト教を導入した功労者として、忘れてはならない人物である。

原胤昭は、わが国の免囚保護事業界の第一人者として、その遺徳を慕うものは非常に多いが<sup>4)</sup>、明治7年（1874）築地大学（明治学院大学の前身）において既にキリスト教を学び、洗礼を受けている。明治17年7月、新設の神戸仮留監の教誨師となった。いわばキリスト教の最初の教誨師である。仮留監とは裁判の確定した犯罪人を、北海道へ発遣するため、一定数に達するまで留めおくところで、内務省達によれば兵庫、東京、宮城及び三池に設置された。<sup>5)</sup>

原は大井上とはかり、金森通倫（1859－1945）や小崎弘道（1859－1938）を通じて、クリスチャンの教誨師の斡旋を乞い、北海道集治監の教誨師が一時はすべてクリスチャンであったほどである。<sup>6)</sup>

北海道の集治監とキリスト教

	就任	氏名	退任
樺戸	明治24.10	阿部政恒	25. 3 十勝転任
	25. 3	松尾音次郎	26. 1 退職
	25.12	原胤昭	28.11 連袂辞職
	26. 8	水崎基一	28. 7 鋤路転任
	26. 7	山本徳尚	28. 8 網走転任
空知	24. 5	留岡幸助	27. 3 退職渡米
	24.10	篠宮極吉	25. 4 退職
	26. 5	末吉保道	28.11 連袂辞職
鋤路	21. 4	原胤昭 <small>ひろし</small>	25.12 樺戸転任
	25. 8	大塚素	28. 8 退職
	28. 7	水崎基一	28.11 連袂辞職
十勝	25. 3	阿部政恒	27.10 退職
	27. 7	中江汪	28. 8 退職
	28. 3	牧野虎次 <small>とくじょう</small>	28.11 連袂辞職
	28. 8	山本徳尚	28.11 連袂辞職

原胤昭は集治監内に囚人学校を開くほか、教誨叢書を発刊するなど、囚人の感化教育をおこない、大きな業績を残した。特に大井上が樺戸へ移って、本町通り小塩清作宅前に間口4間、奥行12間のキリスト教会を建てたので、原もまた樺戸へ来てこれを助け、なかなかの隆盛をみた。残念ながら明治35年（1902）大火の類焼にあい、ついに再建されなかった。

特筆すべきことは空知集治監における宣教活動である。なお有馬四郎助と留岡幸助、大塚素との情誼についても、是非触れなければならないが、稿を改めることとし、ここでは明治19年（1886）の市来知講義所設立の顛末を記すに止めておくこととする。

留岡幸助（1864—1934）は岡山県高梁の人、同志社神学校を卒え（明治21年）牧師として活動中、金森通倫のすすめにより空知集治監教誨師となった。日曜は総囚教誨のあと別に宗教を教え、月曜は病監に、水曜は拘置監、土曜は幌内外役所に、それ以外は毎日午後5時から、各監房毎に小教誨を与えるほか、仮監を設ける各作業所の教誨に巡回し、遠く新十津川の尾白利加方面にも及んだ。特に日曜の聖書講義には、囚人は毎回200乃至300人に達し、ついに幌内の囚人17人は聖書講究会を設け、互いに研究を励むに至った。留岡がその前任地、丹波教会員に宛てた書信に

斯る地獄の内にありながらキリストの道を慕い、聖書を閑暇に繙き、同類を集めて讃美歌を歌う組あり、此組の隊長は加波山事件静岡事件の準國事犯にして、これに従うもの多し。（中略）是等の求道者は帰善会と題して活版には無之候得共、雑誌を発し同志の間に相分ち申居候。文章といふ論旨といふ中々下手学者の及ぶ所にあらず、現に河野広中の甥にて、國事犯の為に無期に処せられたる河野広己と申すものなどは、当集治監にありて中々熱心の求道者に御座候（以下略）

と述べている。もちろんこれには、留岡一人の功績とはいえない。すでに明治15年7月の開庁時に看守中2人の信者があり、同19年には市来知講義所<sup>まきよし</sup>が設立され、東北学院長押川方義（1849-1928）も室蘭に来て伝道し、講義所を設けたが（明治19年），これと相前後して、新島襄（1843-90）も大島正健と共に市来知を訪ね（明治20年7月）空知教会を設立するなど、キリスト教伝道の拠点ともなっていたのである<sup>7)</sup>。全く無学の無期徒刑囚好地由太郎や小林篤太郎が獄中奇蹟的な靈感に生き、のち特異な伝道者となったのも留岡の感化であった。

また樺戸においても深井卓爾、奥宮健之などの有力な信者を出し、出獄後牧師として生涯を送る者も輩出したのである。

しかしながら、大井上の獄則による厳正な改革も、保守反動派の彈劾ともいべき、事実無根による新聞記事の非難に屈し、遂に退陣することとなつた。誠に惜むべしといふべきであろう。

大井上退任後、樺戸集治監典獄に石沢謹吾が就任すると、教誨師に本願寺大谷派を併用することとなつた。ここに原胤昭らこれを潔とせず、空知の末吉保道、釧路の水崎基一、十勝の牧野虎次、山本徳尚はここに連袂辞職をし、かくて集治監のキリスト教はにわかに衰退をみせることとなつたのである。彼ら5名の退任の理由は<sup>8)</sup>

1. 道義的教誨師を採用せられざりしこと
  2. 作業経済に偏重して教誨に重きをおかれざること
  3. 教誨師は幾宗派の人物を併用すべきものにあらざること
- などをあげている。

（注）1. 供野外吉「北海道での自由民権運動余瀝」前掲

2. 原 泰一「免因保護の先駆者」（北海道回想録）北海道総務部刊 昭和39年

3. 標茶町史資料第3集 前掲
4. 若木雅夫著「更生保護の父原胤昭」渡辺書房 昭和26年
5. 細川亀市著「日本監獄史論」前掲
6. 日本行刑協会編・刊「日本近世行刑史稿」下 昭和18年
7. 砂川万里著「日本の代表的キリスト者」東海大学刊 昭和40年
8. 監獄雑誌 6巻12号

## 結

北海道集治監は、時代の変遷に随って、今日は刑務所として全くその面影を変えてしまった。集治監を開拓のための必要施設であったとすることは、余りにも皮相な考察に過ぎるけれども、集治監なしに北海道の開拓を考えることはできない。

また、北海道のキリスト教の勢力は、開拓につれて、開拓農民階層へ浸透していくとともに、それは遼原の火のような激しさをもっていた。その一つの現れが集治監という特殊な世界へ、このような大きな働きをなし得たとみるべきであろう。監獄とキリスト教との関係は、大体時を同じうして静岡、高松、松山など、各地にもその事例を見る能够であるので、決して北海道の特色ということはできない。しかしながら、北海道には札幌バンドの発生のように、海外からの有力なすぐれた伝導者、ならびにわが国一流のキリスト者を輩出し、キリスト教王国の観さえあったのである。

しかしながら国内のキリスト教の勢力に比例して、そこには幾多の消長がみられる。北海道社会事業史の側面から、これらキリスト教の影響、免囚保護事業との関係を明らかにする手がかりとして、ここに集治監とキリスト教との関係を考察したのである。札幌矯正管区、釧路刑務所をはじめ、各方面のご協力を感謝申上する次第である。（41. 7. 9）